

ていただきましたけれども、この間、自治体は、人員削減で既にぎりぎりの状態である、さらに、限られた自治体予算の中である、こういう中で、地方独法についての費用を新たに要するわけあります。従来の人員と人件費が維持されるかどうかについても不安視する声が当然出てくるわけあります。

地方独法で業務を外部化する場合であっても、これまで窓口業務についていた職員数に余裕があるようなときには、ほかの重要施設へ配置すべきであつて、安易な人員削減はすべきではないと考えておりますけれども、このことについて、政府の考え方をお聞きしたいと思います。

○富権大臣政務官 総務省としては、厳しい財政状況にあつても、質の高い公共サービスを効果的、効率的に提供する観点から、地方公共団体において、ICTや外部資源の活用などによる業務改革を進め、簡素で効率的な行政体制を実現することが必要であると認識をしております。

このようなか、地方公共団体においては、行政改革の取り組みなどにより総職員数を抑制する一方で、行政需要の変化に対応しためり張りのある人員配置を行っているものと承知をしております。

窓口業務を行う地方独立行政法人は、業務改革を推進するための新たな選択肢として導入するものであり、各地方公共団体が必要に応じて適切に活用することにより、人口減少などの諸課題に集中的に人的資源を投入できるようになるものと考えております。

以上です。

○近藤(昭)委員 富権政務官、ありがとうございます。

官から御答弁をいただきましたように、効率的に、しかし、しっかりとサービスは守っていくんだ、こういうことだと思います。

そこで、今、政務官から御答弁をいただいたわけですが、多くの自治体がある種の不安を持つているた際にもお答えいただいたので、多くの方が、多くのお答えいただいたので、多くの個人任せの監査になつていているという課題があると思います。

○高市国務大臣 三月七日の答弁で、「窓口業務を行いう地方独立行政法人の設立を強制するものではございません。それぞれ市町村において選択をすることができる」となるものでございます。」

こう私は答弁をいたしております。この点は、法律案の御審議が始まってからも同じでございました。

また、今、余剰人員が出た場合はどうするんだというお話をございました。特に、今、各地方公共団体において、防災ですとか児童相談所、また

これもござります。また、窓口サービスといましても、むしろ適切な部署に住民の方をおつなぎ

したり住民と直接相談をするような業務について、またそれぞれ地方公共団体が判断をされて、

しっかりと中のことを見てよくわかつていらっしゃる職員を充ててサービスを充実させる、こういったことも考え得ると思つております。

○近藤(昭)委員 どうもありがとうございました。

改定案の規定に基づきまして監査委員が定める

こととしております監査基準につきましても、監

査の手順といったマニュアルではなくて、監査を

行うに当たつての必要な基本原則を定めていただ

くということを想定しているものでございます。

したがいまして、この指針を参考といたしまして基準を設けていただく、こういうことを想定して

いるところでございます。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。

あえて、あえてといいましょうか、質問させて

いただきましたのは、地方公共団体は、東京都が

あるわけであります。東京都から地方の町村レベルまで、規模、人員、予算等が全く異なるわけ

あります。それで、御承知のとおり、そういう中で、全

都道府県監査委員協議会連合会、あるいは全国都

市監査委員会、あるいは全国町村監査委員協議会などがあつて、それそれが監査基準を考え、それを参考にしてそれぞれの自治体が規模あるいは人

員、さまざまなかながら基準を定めて

な内容、レベルを想定しておられるのか、お聞きしたいと思います。

○安田政府参考人 お答えいたします。

現行の監査制度におきましては、監査に関する共通認識が確立されていないため、監査委員などの個人任せの監査になつているという課題があると認識しているところでございます。

そのため、今回の改正では、監査委員は監査基準に従つて監査を行わなければならないとするとともに、総務大臣が監査基準の策定に関する指針を示すということにしておるところでございます。

こうした趣旨から、指針の内容は、各地方公共団体が監査基準を策定する際に参考となる、監査を行つて当たつて必要な基本原則を定めることを想定しております。具体的には、例えば、監査の目的でございますとか監査委員の役割、責任、監査結果の報告等々について定めるということでございます。

改定案の規定に基づきまして監査委員が定める

こととしております監査基準につきましても、監

査の手順といったマニュアルではなくて、監査を

行うに当たつての必要な基本原則を定めていただ

くということを想定しているものでございます。

したがいまして、この指針を参考といたしまして基準を設けていただく、こういうことを想定して

いるところでございます。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。

基本的にものであるべきだ、そういうお答えだと

いうふうに理解するわけであります。

さて、この四の第五項では、総務大臣が監査基準の策定または変更について、普通地方公共団体

に対し必要な助言を行つものとする、「行つものとする」とあるわけであります。助言はどこに

対してどのような形で行うことを想定しているのか。

監査基準は監査委員が策定するものであります。監査の独立性を考えれば、監査委員に対するものとしか考えられないわけでありますけれども、各地方公共団体の監査委員に対して直接助言を行つことは、また一方で各地方公共団体の自主性を損なわないか、こういうことを懸念するわけ

であります。いかがであります。

○安田政府参考人 お答えいたしました。

今回の法改正があるということで、一体どういうことの指針になるのかなということでお伺いをさせていただいたわけであります。

私は、地方分権という観点から見ても、その指針が余り、余りというか、内容に入るようなものであつてはならない、それは地方分権、地方主権の考えにはそぐわない、こういう観点で質問させただいたわけであります。

そういう意味では、今御答弁をいただきました

よう、基本的な方針なんだ、こうしたことであります。監査の基本的な視点、そしてまた留意事項、こうしたことだというふうに理解しております。

ですが、そういうことでよろしいでしようか。

○安田政府参考人 お答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたように、監査基準

というものがそもそもマニュアル的なものを想定しているものではございませんので、これを策定するに当たつて参考とすべきこの指針につきましま

ても、基本的な考え方なり基本原則といったよう

なものを定めることを想定しているところ

でございます。

○近藤(昭)委員 繰り返しになりますけれども、

基本的なものであるべきだ、そういうお答えなど

いうふうに理解するわけであります。

さて、この四の第五項では、総務大臣が監査基準の策定または変更について、普通地方公共団体

に対し必要な助言を行つものとする、「行つもの

とする」とあるわけであります。助言はどこに

対してどのような形で行うことを想定しているのか。

監査基準は監査委員が策定するものであります。監査の独立性を考えれば、監査委員に対するものとしか考えられないわけでありますけれども、各地方公共団体の監査委員に対して直接助言

を行つことは、また一方で各地方公共団体の自主性を損なわないか、こういうことを懸念するわけ

であります。いかがであります。

○安田政府参考人 お答えいたしました。

今回の改正案による改正後の地方自治法第百九

十八条の四第五項においては、助言の相手方は地方公共団体としているところでござります。

たゞ、具体的な文書の通知先といつてになりりますと、これは当該団体内における監査の担当部局、すなわち監査委員やその事務局とすることが想定されているところでござります。

こうしたことが各地方公共団体の自主性を損なわないのかというお尋ねでござりますけれども、この助言は、監査基準の策定、変更について助言をするものでございまして、個別の監査事務に關するといふものではないということをごぞいますので、自主性を損なうとふうことはならないというふうに考えております。

○近藤(昭)委員　お答えとしては、監査委員会の事務局に助言をするということであるといふこと、そしてそれは変更するときについての助言であるということである。つまり、直接的な変更の中身でない、こういう理解でよろしいでしょうか。

○安田政府参考人 お答えいたします。
指針の内容につきましては、これは監査基準を策定するに当たりまして参考となるものということで考えておりますので、それを参考にしながら

監査基準を策定していくたゞくといつとではござります。
ただ、先ほど申し上げましたように、この助言
は個別の監査というものについて助言するもので
はないませんし、あくまで助言でござりますの
で、これに拘束力はないわけでございます。それ
を参考にして、各地方公共団体において自主的は
判断していただければ足りるということで、自主
性を損なうものではないといふように考えて いる
ところでござります。

義務でないとすると、私はやはりこの「必要な助言を行うものとする。」ということに懸念を持つわけであります。そして、義務であるとするところ、地方公共団体、これは繰り返しますけれども、先ほどは内容ではなくて基準なんだ、こういふお答えもいただいておりますけれども、義務であるとするところ、地方公共団体の自主性や監査権の裁量権を損なうことにならないか、こういう懸念を持つわけであります。いかがでありますようか。

○安田政府参考人 お答えいたします。

今回の改正案では、地方公共団体が個別に監査基準を定めるということにしてある一方で、地方公共団体の監査のあり方に関する認識を共有しつつ、全国的な監査の質の向上を図りたいというところから、総務大臣に助言を行う責務を課しているものでございます。

したがいまして、単に地方公共団体の問い合わせに応答するということにとどまらず、総務大臣の責務として、各地方公共団体が監査基準を策定する際に参考となる指針を示して助言を行うということにしているものでございます。

ただ、この場合であっても、先ほど来御答弁申し上げておりますように、指針、助言には法的拘束力がなく、義務づけているのは総務大臣に義務づけているというだけでございますので、地方公共団体の自主性、自立性や監査上の裁量権を損なうということになるとは考えていないところでございます。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。

そういうことであって、監査をしっかりとするために、私どもの委員会の中で、総務省として各地の行政、消防行政あるいは防災行政なんかについても質問させていただきましたが、それぞれの地域に合わせた、ある種きめの細かい、そして効率

ありますから、総務大臣としては助言することが義務になるのか、それとも、自治体から問い合わせがあったときにそれに応ずるのかということですあります。

義務でないとすると、私はやはりこの「必要な助言を行うものとする」というところに懸念を持つわけであります。そして、義務であるとするところ、地方公共団体、これは繰り返しますけれども、先ほどは内容ではなくて基準なんだ、こういふお答えもいただいておりますけれども、義務であるとするところ、地方公共団体の自主性や監査権の裁量権を損なうことにならないか、こういう懸念を持つわけであります。いかがでありますよう

的なものを探求する一方で、やはりそれが全国がばらばらになつてもいい。質を一定程度といいましょうか、質を高めていくという意味でも、としての総務省のかかわりというのもお願いをしてきたところであります。

そういう意味では、一定の理解を得る一方で、やはりそれぞれの自治体の自主性を損なわないようにしていかなくてはならない、こういうふうに思つております。

そういうことで、もう一度お聞きしたいわけでありますけれども、これは百九十八条の助言とは別に、二百四十五条の四では、技術的な助言ができる、「」いう規定の仕方もしているんですね。これは「技術的」と書いてあるわけですが、技術的な助言ができるとの規定が存在しているわけがありまして、今、一定程度お答えをいただいたんだとは思いますが、両者の関係をどのように考えておられるか。つまり、助言するものとするということ、できるというところです。

やはりここでもう一度、技術的なレベルとは違つて、内容に踏み込むことにならないかといふことを懸念して質問させていただきたいんですね。各自治体の監査の自主性をくすぐれても損はないように、また、監査執行上の裁量を損ない地 方の実情を反映しない画一的な監査をするおそれがないよう、心配するわけであります。

改めてお答えをいただきたいと思いますし、また、質問の最初のころにちょっと指摘をさせていただきました。これまでも、全都道府県監査委員会、協議会連合会、あるいは全国都市監査委員会、全国町村監査委員協議会など、それぞれ自治体の規模に応じてこうした連合会、協議会、委員会があつて、そこがある種の参考になるようなものを定めている、それをそれぞれが採用しているといふところがあるというふうな指摘をさせていただきました。

そういう意味で、今回、総務省が今までよりも一步踏み込んだような形で助言をするということになると、中で、先ほどのはそれぞれの自治体の規模

的なものを求める一方で、やはりそれが全国がばらばらになつてもいけない。質を一定程度といいましょうか、質を高めていくという意味でも、国としての総務省のかかわりというものをお願いをしてきたところであります。

そういう意味では、一定の理解を得る一方で、やはりそれぞれの自治体の自主性を損なわないようにしていかなくてはならない、こういうふうに思つております。

そういうことで、もう一度お聞きしたいわけでありますけれども、これは百九十八条の助言とは別に、二百四十五条の四では、技術的な助言ができる、こういう規定の仕方もしているんですね。これは「技術的」と書いてあるわけですが、技術的な助言ができるとの規定が存在しているわけでありまして、今、一定程度お答えをいただいたんだとは思いますが、両者の関係をどのように考えておられるか。つまり、助言するものとするというところと、できるというところです。

に合わせていたわけですが、今度は、そうした協議会のようなもので、全国的な組織のようなものができて、そこがある種のものをつくりいくのではないか、そういうような懸念もするわけがありますが、いかがでありますか。

○安田政府参考人　お答えいたします。

まず、今回の改正案による改正後の百九十八条第五項に基づく助言でございますけれども、これは二百四十五条の四に基づく技術的な助言内容、同じものでございます。

今回、わざわざつべつたということでおございますけれども、これは、地方公共団体の監査のあり方に関する認識を共有しながら、全国的な監査の質の向上を図るという観点から、総務大臣に助言を行う責務を課するという意味で、この新しい条文を設けているということでござります。したがって、内容の点におきましては、助言は技術的助言と相違はないわけでござります。

また、もう一つの御質問がございまして、新しい共同した組織のようなものは考えないのかということでおござりますが、確かに、第三十一次地方制度調査会につきましては、全国的な共同組織といふものが統一的な監査基準をつくるということを答申の中に触れております。

ただ、これは立案の段階で、私ども内部でもいろいろ検討いたしましたし、また、監査委員の都道府県レベル、都市レベルの協議会、町村レベルの協議会等とも議論いたしまして、今のような形になつたわけでございます。全国的な共同組織を設けるという内容は、法律の中に入つていいないということでござります。

ただ、指針を定めるに当たりましては、事實上、事実上といいますか、監査の専門家でございますとか実務者の意見を聞きながらこれを策定する必要があるというふうに考えておりまして、今申し上げました都道府県、市レベル、町村レベルの監査委員の専門家の方々、監査委員の実務者の方々、こういう方々にも参加していただいて、指針の内容を議論していきたいというふうに考えて

に合わせていたわけですが、今度は、そうした協議会のようなもので、全国的な組織のようなものができて、そこがある種のものをつくりていくのではないか、そういうような懸念もするわけであります。いかがでありますか。

○安田政府参考人 お答えいたします。

まず、今回の改正案による改正後の百九十八条第五項に基づく助言でござりますけれども、これは二百四十五条の四に基づく技術的な助言と同じ内容、同じものでござります。

今回、わざわざつくったということでおございますけれども、これは、地方公共団体の監査のあり方にに関する認識を共有しながら、全国的な監査の質の向上を図るという観点から、総務大臣に助言を行う責務を課すするという意味で、この新しい条

いる次第でございます。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。

御答弁をいただいて、私の方からも懸念をあらわさせていただいたわけですが、今お答えをいただいたわけですが、多くの懸念がありますので、大臣の方からも、そういうことではない、地方の自主性をしっかりと尊重していくんだという決意と申しましょうか、お考えを聞かせていただければと思います。

○高市国務大臣 この法律案の趣旨としても御説明申し上げましたが、あくまでも監査基準は地方公共団体の監査委員が定め、公表するとしております。各地方公共団体の監査委員の方々がその基準を定める主体でございます。

○高市国務大臣 地方公共団体との意見交換の中で、監査基準に関する具体的なイメージを示してほしいといった御意見も伺いました。

それで、先ほど、本来の技術的助言と助言の違い、実質的には違はないんだけれども、やはり技術が局長からございましたけれども、やはり技術的助言として大臣に任意の権限を与えていたる助言と違つて、今回は総務大臣にむしろその責務を課す助言でございますので、地方公共団体で参考にしていただきながら、あくまでも地域の実情に応じた監査を可能とするものでございます。

○近藤(昭)委員 どうもありがとうございました。

くれぐれも地域の自主性を担保していただきたいと思います。

○竹内委員長 次に、井坂信彦君。

○井坂委員 民進党の井坂信彦です。

ふだんは厚生労働委員会おりますけれども、本日は総務委員会で質問の時間をいただきまし

て、与野党の皆様には心より感謝を申し上げます。

本日は、議会の権利放棄議決に絞って質問をさせていただきたいたいと思います。

私は、国政に来る前は神戸市会議員を二期務め

ておりまして、そのときまさに起こったのがこの議会による権利放棄議決であります。

当時、神戸市長が、外郭団体、いわゆる第三セ

クターに違法な補助金を支払ったとして住民訴訟

が起り、大阪高裁とそして最高裁で、合計六十億円近い神戸市長に対する損害賠償を求める判決が出たわけであります。ところが、当時の神戸市議会が、神戸市が神戸市長に対して請求すべき六十億円の損害賠償請求権を放棄するということを議決しまして、最高裁判所の判決があつさりと無効になつたわけであります。

私は、住民が役所の仕事がおかしいと住民訴訟

を起こし、そして司法の場でそれが判決で確定したにもかかわらず、また地方の場で、特に地方の首長が直接地方議会に半ば頼んで、権利放棄議決をしてくれ、それであつさりとその司法の決定が無効になつてしまふことが実際に起こり得るこう

ます。

全て通告に従つてお伺いをいたします。

まず一点目ですが、今回、過失の軽い、軽過失については損害賠償のお金を減らす、責任を軽減する。これはこれでわかります。ただ、軽過失が責任軽減にとどまるのに対し、故意、重過失、わざと、あるいは過失が重い、こういった場合で、それに関連して配付資料を配らせていただきましたので、まだお読みをいただければと思います。

どうもありますがとうございました。

○竹内委員長 次に、井坂信彦君。

○井坂委員 民進党の井坂信彦です。

ふだんは厚生労働委員会おりますけれども、本日は総務委員会で質問の時間をいただきまし

時の責任を制限するものでございます。よつて、議会の議決による放棄を禁じるものではございません。

しかしながら、今回の改正案で免責条例制度が導入されましら、今後は、故意、重過失の場合

でしたり、また最低責任負担額部分の権利放棄と

いうことにつきましては、平成二十四年の最高裁

議決の趣旨に照らして、より一層慎重かつ厳格な

判断が求められるときえています。

それから、今回の見直しの中で、新たに監査委員への意見聴取手続を設けております。手続面で

の適正性を担保したいという思いからでございま

す。

したがつて、議会の議決による放棄につきましても、免責条例との均衡を踏まえて適切な判断がされると思つております。

また、今御審議いただいております法律案を成

立させていただきました暁には、各地方公共団体

に対しては、今回の改正案の趣旨を踏まえていた

だいて、損害賠償請求権の放棄について適切な運

用を行つていただけるように助言を行つてまいります。

した制度は大いなる矛盾をはらんでいる、このよ

うな立場で本日質疑をさせていただきたいと思ひます。

全て通告に従つてお伺いをいたします。

まず一点目ですが、今回、過失の軽い、軽過失

については損害賠償のお金を減らす、責任を軽減

する。これはこれでわかります。ただ、軽過失が

責任軽減にとどまるのに対し、故意、重過失、

わざと、あるいは過失が重い、こういった場合で

も権利放棄議決で全て責任が免除をされたり、あ

るは軽過失で責任軽減をされた後に重ねて権利

放棄議決で責任が丸ごと免除され得る、こういう

制度になつております。

これは、大臣、制度として完全に矛盾している

のではないでしょうか。

○高市国務大臣 今回の改正案でございますが、

職務執行上の萎縮効果を低減するために、軽過失

用に当たると認められるときには、議決は違法となり、放棄は無効となるといふふうに判断されていると承知しております。

これは、地方公共団体の長等の損害賠償責任の免責、今回導入しようとしているものでございま

すが、これについて何ら規定がない中で、一般的な議会の議決の有効性について判断したものでござります。

今回、条例による地方公共団体の長等の一部免

責を制度化することによりまして、最低責任額に係る放棄、あるいは故意、重過失の場合の放棄につきましては、この一部免責制度に加えて、それ

を行う必要性の説明が求められることになるものと考えておりまして、議会の放棄議決の有効性に係る考慮要素にも影響を与えるのではないか、こ

のように考えております。

この点、住民訴訟制度の見直しの具体的な方向

性について取りまとめを行いました有識者懇談会

でも議論がされておりまして、「長や職員個人が

負担する損害賠償額を限定する措置を講じること

とすれば、故意・重過失の場合の損害賠償請求権の放棄や、軽過失の場合に最低限負担すべきとさ

れる損害賠償額に係る請求権の放棄に際しては、

より一層慎重な判断が求められる」、このよう

されています。

○井坂委員 今お答えいただいた内容といふ

ますが、ただ、本当にそうなるのかということであ

ります。

参考人にお伺いいたしますが、今御答弁があつ

たような軽過失の場合の責任軽減制度を今回創設

する、そのことによつて権利放棄議決が裁判でも

より慎重に判断されるようになる、認められにくくなる、本当にそななるんでしょうか、なぜそな

いふことが言えるんでしょうか。

一方、過去の判決、私、一通り読んでもまいりま

したけれども、権利放棄議決に関して、権利放棄

議決、すべからく認められてきているわけでありますけれども、何と書いてあるかというと、損害

賠償請求権の放棄については法令に何ら特別の定

めがないから認めるんだ、あるいは、議会の議決により放棄する場合の要件については具体的な定めが何もないから認めるんだ。要は、法律に権利放棄議決の要件が何もないんだから裁判所として決がどんどん認められてきたわけであります。

大臣にお伺いいたしますが、権利放棄議決に関する法律の条文を変えない限り、権利放棄議決の是非に対する裁判所の判断基準は何も変わらないと思いますが、いかがでしょうか。

○高市国務大臣 平成二十四年の最高裁判決によりますと、職員などの帰責性や請求権放棄の影響などを含む諸般の事情を考慮して放棄議決の適法性が判断されるべきものとしています。

今回の見直しによつて、軽過失の場合に限つて地方公共団体の長などの責任を一定程度軽減するという制度が導入されましたが、これは考慮要素の一つとして、本制度と放棄議決の均衡も踏まえた判断がされるものと考えられます。

平成二十四年四月二十日の最高裁第二小法廷判決の法廷意見のところでも、「諸般の事情を総合考慮して」という文言もありますけれども、裁量権の範囲の逸脱または濫用に当たると認められるときは、議決は違法となり、放棄は無効となるということまで書かれております。

私自身は、これでかなり今後判断基準というものが変わつくるのであるうと。議会も、やはり住民の皆様の代表でございますので、しっかりと責任を持つて判断をしていただかなければなりません。そしてまた、住民の方々にも、大切な税金の使われ方についてしっかりと行動を起こす権利があるわけでございます。

今回、法改正によりまして、さらにわかりやすく、そしてまた一方で、首長の方々が堂々と必要な職務に取り組んでいただけるように、軽過失の場合には一定の責任を軽減できるという形の対応をとらせていただいたわけでございます。

○井坂委員 議会の良識、あるいはより慎重な裁判、そこに期待をするというだけでは、それは性

善説で済んだら法律は要らないわけで、やはり地方議会がこうした権利放棄議決をするに当たつても、最低限こうした要件を満たさない限りだめです。すと、当たり前の制限が法律に要ると思いますし、それをしないで地方議会と裁判所に期待をすると、ふうなことです、これはほんま立法院の不作議決

断が要求されるので、従来以上に放棄に関する説明責任というものを果たす必要があります。それがまた住民訴訟の充実にも資するものだと考えております。

の放棄議案の議会審議の中で住民に対しても明らかにされるものでございまして、監査委員としての説明責任も求められるものと考えていろいろござります。

大臣にお伺いいたしますが、権利放棄議決に関する法律の条文を変えない限り、権利放棄議決の是非に対する裁判所の判断基準は何も変わらないと思いますが、いかがでしょうか。

○高市国務大臣 平成二十四年の最高裁判決によりますと、職員などの帰責性や請求権放棄の影響などを含む諸般の事情を考慮して放棄議決の適法性が判断されるべきものとしています。今回の見直しによって、軽過失の場合に限つて地方公共団体の長などの責任を一定程度軽減するという制度が導入されましたが、これは考慮要素の一つとして、本制度と放棄議決の均衡も踏まえた判断がされるものと考えられます。

大臣に重ねてお伺いいたしますが、議会が安易に権利放棄議決を行う、現状はそういうことに歯どめをかける法律がありません。こうなると、最終的には裁判で権利放棄議決が認められなくなる、よりなりやすくなるということを期待するということもありますけれども、その可能性が多少高まつたとしても、住民訴訟する側にとつては、住民訴訟に加えて、また議会がその後権利放棄議決をしたらその権利放棄議決が違法であるという訴訟に勝たなければならず、まさしく住民訴訟の負担が倍増して、住民訴訟制度が結果として機能しないことになりかねない問題だというふうに思っています。

大臣の御答弁の中で、監査委員のチェックが入るからよくなるんだというお答えがありました。そこでこのままいくことが問題だ。とりわけ、軽過失にはこうやって責任軽減制度ができるのに、故意、重過失の権利放棄議決の制度はそのまま何でもオーケーと一つは矛盾であるし、もう一つは、従前の問題が一切解決されないまま、このままスルーしてしまうのではないか。こういう問題意識で質疑をさせていただいております。

で審理が和解を認めたとしてありますけれども、そもそも住民訴訟を起こす前には住民監査請求が必ず行われていて、監査委員がそんな請求はおかしいと却下をした後で初めて住民訴訟が行われて、その後、結局、そもそも一番入り口でそんな請求はおかしいと言った監査委員がまた最後にその判決をひっくり返すところの意見を言うというの、これは本当に中立な意見になるのかという疑義もござります。

ここで一つ、修正案の提出者にお伺いをしたいと思います。

今回、まさにこの一点、権利放棄議決に一定の要件、制限をかけるという当たり前の修正を今提案していただいているというふうに私は思いますが、

平成二十四年四月二十日の最高裁第一小法廷判決の法廷意見のところでも、「諸般の事情を総合考慮して」という文言もありますけれども、裁量権の範囲の逸脱または濫用に当たると認められるときは、議決は違法となり、放棄は無効となるということまで書かれております。

なくなるのではないか。○高市国務大臣 議会の議決による権利放棄といふものは、従前から可能であったものでございまして、今回の改正によりまして住民訴訟における住民の皆様の負担が増加するものだとは考えておりません。

しかし、監査委員の意見といふのは、大臣、地方議会の実態は御存じだと思いますけれども、ほとんどの地方議会では首長与党のベテラン議員さんが監査委員を兼務しているわけであります。

ただ、一方で、この権利放棄議決の要件を厳しくすると首長が莫大な損害賠償を請求されることになり問題だ、こういう意見もあるわけですが、その点に關していくがお考えでしようか。

私自身は、これでかなり今後判断基準というものが変わってくるのであろうと。議会も、やはり住民の皆様の代表でございますので、しっかりと責任を持つて判断をしていただかなければなりません。そしてまた、住民の方々にも、大切な税金の使われ方についてしっかりと行動を起こす権利があるわけでございます。

今回、法改正によりまして、さらにわかりやすく、そしてまた一方で、首長の方々が堂々と必要な職務に取り組んでいただけるように、軽過失の場合には一定の責任を軽減できるという形の対応をとらせていただいたわけでございます。

○井坂委員 議会の良識、あるいはより慎重な裁判、そこに期待をするというだけでは、それは性

法律で放棄の要件を規定すべきとお考えだと承知をしましたが、住民訴訟で問題となる事案といふのはさまざまでござります。だから、どのような場合に放棄を禁止して、どのような場合に許容すべきかということについて明確に規定するといふのは極めて困難なことだと思っております。

今回の法改正案で、地方公共団体の財産の管理処分権を一律に制限するということは地方分権の考え方には合わないのではないかという観点から、地方公共団体の自主的な判断を尊重して、その適正化を図るべく、放棄に当たつて監査委員の方々の意見を聴取するということにしておりま

○安田政府参考人　お答えいたします。
監査委員の意見でござりますけれども、これは、識見監査委員も含めた監査委員全員の合議による慎重な審議を経た上で、機関としての意見を聴取するものでございます。
今回の改正では、この意見陳述も含めまして、法令に基づき監査委員が行う業務について従うべき監査基準を定めることにして、これら、この監査基準に従つて適切な意見が述べられるものと考えて、いるところでござります。
また、この監査委員の意見は、損害賠償請求権をするわけです、そして監査委員も首長与党のplemented by議員さんが大体兼務をして、いるわけですが、これは歯どめにならないのではないで、どうか。

たします。

まず、地方公共団体の長等が職務を行うにつき、軽過失にとどまる場合、これについては、政
府案で新たに設けることとしている軽過失の場合における一部免責規定によりまして、損害賠償請求権等の放棄についての要件を厳しくしても莫大な損害賠償を請求されることはない、上限を設けるわけですから莫大な損害賠償を請求されることはない、これについては我々も妥当だというふうに思つております。

一方で、今委員御指摘ありましたがれども、長等に故意や重過失がある場合には、修正案のとおり、避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認められる場合等のほ

かは、地方公共団体の長の責任が追及されるべきであると考える。住民訴訟の制度の趣旨からして、安易に放棄されべきではないというふうに私も思います。

委員が今懸念を表明された意見につきましては、住民訴訟において高額な損害賠償請求等をされることにより、地方公共団体の長が委縮をして本來行うべき施策も行わないことになってしまふ、こういう問題意識だというふうに理解しますけれども、一方で、住民訴訟制度によって地方公共団体の長等に委縮効果が生じているという実証的なデータはない、あくまで定性的な話であつて、実証的なデータはない、こういう見解もあるところであります。

今回の政府提出の改正案では、あくまで現行法を維持して、先ほど委員がおっしゃられたように、議会の議決による損害賠償請求権等の放棄に何らの制限を加えていないということでありました。しかし、この点について、第三十一次の地方制度調査会答申でも、損害賠償請求権の放棄が政治的状況に左右されてしまう場合がある、こう懸念が指摘されているところであります。でありますから、今回の我々の修正案は、その趣旨を踏まえて、住民訴訟の対象となる地方公共団体の長等に対する損害賠償請求権等の放棄について要件を厳しくしているというものであります。

このよう規定を置かなければ、地方公共団体の長等の違法な財務会計行為等に対する抑止効果が高まらない、また住民訴訟制度の趣旨が没却されることにもなりかねないと考え、今回の修正案を提出しているところでございます。

○井坂委員 ありがとうございます。

軽過失でもないのに違法行為が責任免除されるというような法律というのは、そもそもほとんどありません。失火責任法ぐらいではないかなとうふうに思います。あともう一つ、会社法で、株主全員がいいよ、許してあげるよと言えば、これは全額免責をされるという極めて特殊な制度がございます。

ざいます。要は、故意、重過失で全額免責されるなどというのは、この株主全員が認めた取締役に対する損害賠償ぐらいしか見当たらぬわけであります。

大臣にお伺いしますが、権利放棄議決も、全住

民が認めるとまではさすがに申し上げませんけれども、せめて、では、例えば議会の全会一致にするというぐらいが、これは会社法と並べても筋ではないでしようか。

○高市国務大臣 会社法第四百二十四条についてのお話かと思いますが、総株主の同意によつて、役員などの賠償責任について全部免除することができるとされています。

一方、地方公共団体における権利の放棄につきましては、従前より、地方自治法第九十六条におきまして、議決により放棄できるものとされています。この議決は、同法第百十六条によりまして、出席議員の過半数で決するものとされていま

す。

○福田(昭)委員 民進党の福田昭夫でございます。地方公共団体による権利の放棄、さまざまなものがあると先ほど申し上げましたけれども、補助金の返還請求権であつたり、また水道料金の債権であつたり、公営住宅に係る賃料の債権であつたり、さまざまあるんだろうと思います。この住民訴訟に係る地方公共団体の長などへの損害賠償請求権に係る権利放棄についても、他の権利放棄と同様に、先ほど申し上げました規定が適用されるわけでございます。

この点は、平成二十四年の最高裁判決も、議決による権利放棄は議会の裁量に基本的に委ねられており、さまであるんだろうと思います。この住民訴訟に係る地方公共団体の長などへの損害賠償請求権についておきたいと思つてますが、N HKの最近の朝の七時のニュースとか夜の九時のニュースで気になる報道の仕方がありますので、指摘しておきたいと思います。

それは、共謀罪の構成要件を改めたテロ等準備罪について、今、国会でもめでいる云々の報道がありますが、共謀罪の構成要件を改めたテロ等準備罪じやないということをN HKもしつかり認識をして報道すべきだということを指摘しておきたいと思います。

会社法の第四百二十六条においては、取締役会の決議または取締役の過半数の同意によつて賠償責任額を一部免除することができるとしておりましたので、この改正案はこの規定などを参考とさせていただきました。

○井坂委員 時間が参りましたので、最後に申し上げたいと思いますが、水道料金なんかはいいん

ですよ。

ただ、首長が故意、重過失で違法行為を行つたと裁判で判決が出た、あるいは出そだ、そういうときには、これは、何の制限も法律上にないま

ま権利放棄議決を認めのではなくて、住民自治あるいは三権分立、こうした根本に立ち返つて、やはり地方議会が首長に対する損害賠償請求権を放棄する議決は違法行為が避けることのできない事故などやむを得ない事情による場合に限り、それ以外は権利放棄議決は原則認めない、この当たり前の限定を法律に追加すべきだと思います。

これはぜひ与野党の皆様にも、このままいくと、ます法体系として非常に矛盾をしておりますし、将来に根柢を残す制度になると思いますので、一度お考えをいただきたい、そのことだけ申し上げまして、本日の質疑を終わります。

○竹内委員長 次に、福田昭夫君。

など、その低下が大変心配されております。

元総務省の役人で、鳥取県知事も務めて、総務大臣も務めた片山善博氏も、共同通信のインタビューで大変心配をいたしております。住民のチェック機能が空洞化、議会のチェック機能不全だということを指摘しております。私も全く同感であります。

そうした意見を踏まえて、きょうは地方自治法等の一部を改正する法律案について政府の考えをただしてまいりますので、簡潔にお答えをいただきたく思います。

質問時間が十時十一分までしかありませんから、通告をしておりますけれども、相当はしっかりとしながら質問したいと思います。

まず、今回の改正で、本当に首長のガバナンスは強化されるのか、監査委員はどうだ、議会はどうもありがとうございました。

質問時間が十時十一分までしかありませんから、通告をしておりますけれども、相当はしっかりとしながら質問したいと思います。

そこで、栃木県内における具体的な事例を挙げてから質問に入りたいと思います。

具体的な事例、三件挙げたいと思いますが、まず一つは入札の制度であります。

ある市の入札制度でありますが、予定価格と最低制限価格を事前公表しておりますので、一般競争入札をやつたとしても、例えば三十社が応札してきたら、全部が最低制限価格を入れて、つまり同額を入れていて。では、その同額でどうやって落札者を決めるか。電子くじで落札者を決め、これが本当に公正な競争入札と言えるのかどうか。

このことについて、総務大臣と国土交通大臣連名で、地方自治体に何回か是正をするようといふ通知を出しておりますが、一向に変更する様子はありません。

もう一つは、ある町の例でありますが、小学校の校舎新築工事の実施設計業務で、プロボーナル方式で審査を行つた結果、町長が五社のうち二社に、それぞれ審査員に勝手に十点ずつつけ加え

て、一位と二位を逆転させて設計業者を決めてし

まうと、いろいろなことが行われております。こうした入札が本当に適切なかどうか、そういう問題があります。

それから二つ目は、ここで前回も宇都宮市と芳賀町が進めるLRT事業について脱法行為だということを指摘いたしましたけれども、ここで実は、住民から一回、議会から二回、住民投票にかけるべきだという提案がありました。しかし、首長からの要請を受けて、議会は三度とも否決をいたしました。住民の皆さんがあなたがないう提案をしているかというと、この会社は必ず赤字になつて潰れるとみんなほとんどの人が思つてているから、そう言つてはいるんですね。

ですから、昨年の宇都宮市長選挙でも、二ヶ月前に手を挙げた新人とたつた六千票差まで迫られちゃつた。しかも、当日のN.H.Kの出口調査では、現職の市長に入れた人も加えて何と六二%の人々が反対であった、このLRT事業について。でも、どんどん仕事は進められていく、議会のチエックもきかない、監査委員のチェックもきかない、住民のチェックも残念ながらきかないというような状況にあります。

三点目は、株式会社エコシティ宇都宮の国庫補助金返還問題についての裁判であります。皆さんのお手元に資料の二と三と配つてありますので、まず資料の二から見ていただきたいと思います。

タイトルに「知事過失」一転認めず 県勝訴 国命令の拒否「困難」と書いてあります。まず、最初のリード文であります。

国の補助金を受けた産業廃棄物処理業者「エコシティ宇都宮」が事業停止し、県が補助金相当額を返還したのは違法だとして、市民オンブズペーパーが県に対し、福田富一知事へ約一億九千六百万円の損害賠償を請求するよう求めた住民訴訟の控訴審判決が二十六日、東京高裁であつた。

裁判長は「知事に過失があつたとは言えない」と指摘。請求を認めた一審宇都宮地裁判決を取り

消し、パーソン柄木の請求を棄却した。

ということであります。

その下の四角の枠組みのところを見ていたら、まさに補助金を返還したのは違法だといふのを認定いたしました。それから②の県の損害、これも発生したということを認めました。しかし、③の福富富一知事の過失については、一審は、知事としての指揮監督上の義務違反があると、知事への損害賠償請求を県に命じました。しかし、二審は、県が国の納付命令を拒否することは事実上困難、指揮監督する知事には過失があつたとは言えないと、このこと、認めませんでした。

しかし、これは大きな問題があります。今回の国庫補助金の返還は、国が補助金の決定を取り消して全額返還を求める話ではありません。国は、財産処分申請をさせて、六千万ほど金額返還より安くさせて、その上で県に財産処分申請を出させて、それで国が認可を与えて返還させた話であります。したがつて、国が強制的に返させた話ではありません。

しかし、この判決文を読んでみると、裁判官は國、農水省を助ける判断をしたために、知事の過失も認めないことになつちやつたというふうに私は理解することができると思っております。

と申しますのは、農水省は、このバイオマスの環づくり交付金で、全国の自治体、八つの自治体から補助金を返還してもらつています。柄木県だけではありません。したがつて、もしこれが、それがこそ国に過失があるということになれば、実は、ほかの自治体に返してもらつたものも、国が自治体に返さなくちやならないつちやうというおそれがあります。それをきっとと裁判官は阻止したんだと思う。そのため、知事の責任もなくなつたというふうに考えられます。

さらに、知事はこのエコシティ宇都宮の事業を

て、特に柄木県知事として、なぜなら、このエコシティ宇都宮の代表取締役は、知事の当時の地区後援会長であります。国の何かの事件に似ていてますよ。

まさに、そういうことで進めてきた事業であります。

つまり、みずからかわってきた事業である。

それで、資料の三をごらんいただきたいと思ひます。「エコシティ控訴審逆転、県の立場重視失われた血税、責任どこに」ということになりますが、県は、というよりは知事は、このエコシティ宇都宮の国庫補助金返還をめぐつて何と三つの裁判をやっております。

まず、二〇一二年の一月、国が県に補助金返還を請求しました。二月に県が国に返しました。七月、補助金返還を求め、県が市を提訴しました。それは、市が県に返してくれないからですね、提訴しました。そして、一三年の一月にはオンブズパーソンに訴えられました。そして、一五年の三月には県と市の一審判決が出て、県の請求を棄却。七月には、県と市の控訴審判決が出て、県の請求を棄却。一六年の三月には、パーソン柄木と県の一審判決が出て、県に知事への賠償請求が命じられました。そして、四月には県と市の訴訟で最高裁が県の上告を不受理しましたので、県の敗訴が確定した。そして、県が返納した約一億九千六百万円の返還を国に請求いたしました。七月には、「一億九千六百万の返還を求めて、県が今度は国を訴えています。

このように、このエコシティ宇都宮の国庫補助金返還をめぐつて、柄木県知事は三つの裁判を争つております。最高裁まで結審をしたのは、宇都宮市長を訴えた裁判だけですね。今、オンブズペーパーのものは、最高裁に上告、審理中、上告を受理するかどうか裁判所が判断中ということであります。県が国を訴えた裁判は、まだ宇都宮地裁でほとんど進展していないという状況になつております。

この新聞も指摘しておりますように、一億九千六百万の損害を与えた、違法に県に損害を与えた裁判長は「知事に過失があつたとは言えない」と主導してきた一人であります。宇都宮の市長とし

ということはほぼ確定ですね、これは。しかしながら、誰も責任をとらない。県の担当者も責任をとらない、知事も責任をとらないということになると、全く、本当にこれで司法の判断も適切な

という話になるわけであります。

しかも、びっくりするのは、二〇一二年の七月に知事が宇都宮市長を訴えたわけですが、その年から三年にわたつて、二〇一二年、一三年、一四年にわたつて、知事の後援会総連合会から自民党柄木県連へ何と二千七百万円の寄附がなされている。普通は、党から政治家に寄附があるのはわかりますよ、政治献金が。しかし、逆献金が行われた。

そして、県議会では何の質問も出さずに、知事が宇都宮市長を訴える、控訴する、上告する。あるいは、オンブズパーソンのものも控訴する、上告する。そして、国を訴える。全て、何のほとんど質疑もなくこれが認められているというのが、こうしたことが本当にガバナンスがきいているのか。首長のガバナンスはもちろんありますが、議会のガバナンスは本当にきいているのか、こういう事例があるわけであります。

こうしたことを踏まえて、では、今回の地方自治法改正はこうしたことときちつと阻止できるのかと、ということを考えたら、先ほど井坂委員だと皆さんから御指摘があつたように、ちょっと無理なんぢやないかという話であります。

そこで、質問に入りますけれども、まず一番目の、長のガバナンス強化策としての内部統制に関する方針の策定等についてであります。

今回の改正では、都道府県知事と政令指定都市の市長以外の市町村長への義務づけはありません、努力義務となつております。しかし、やはりガバナンスが一番必要なのは、まず首長、そして議会、監査委員ですから、そういうことを考えたときに、努力義務となつておられます。

今、今回、内部統制制度を地方公共

団体に導入することによりまして、行政サービスの提供などの事務上のリスクを評価、コントロールして、組織として事務の適正な執行を確保する体制を整備、運用することにしております。

ですから、今、福田先生からお話をありましたように、本来、全地方公共団体に内部統制に関する基本方針の策定及び内部統制体制の整備が求められるものでござりますけれども、地方公共団体にとつて過度な負担とならないよう、まずは、組織や予算規模が大きく、その必要性が比較的高いと考えられる都道府県知事及び指定都市の市長に対してものみ義務づけることとしまして、その他市町村長は努力義務としました。

指定都市以外の市町村における内部統制の導入につきましては、各団体において地域の実情に応じて検討されることになりますが、検討される場合には、総務省としては、先行的なモデル事例というものを紹介したりして、技術的助言、必要な情報提供によって支援をしてまいります。

○福田(昭)委員 時間がありませんので、短くて結構です。

それでは、二つ目は、質問を省略しますが、監査委員等のガバナンス強化策についてであります。やはり何といつても、監査の独立性、専門性を高めることが重要だと思いませんけれども、そのためには、監査委員がしっかりと公金の不正支出のチェック機能ができるように、そうしたことのためには、議選監査委員の廃止と包括外部監査制度の全面的導入が必要だと思っております。監査制度についても、国との会計検査院制度と同じような、そうした権限と役割を持たせるように監査制度を改めるべきだと思います。回答は要りません。

次に、四番目の、住民によるガバナンス強化策としての住民訴訟制度等の見直しについてであります。

一つ目の、住民監査請求から住民訴訟への移行について、簡潔に答えてください。

○安田政府参考人 お答えいたします。

平成十四年四月以降の十四年間における全地方公共団体の住民監査請求の総件数は、一万二千八百六十一件でございました。

これは住民訴訟の前置手続ということでございますが、住民訴訟に移行して訴訟が提起された件数といたしましては、ちょっと半年統計がずれるのでございますが、十四年九月から十三年半といふことでございますけれども、二千八百五件でございました。

○福田(昭)委員 私の資料の一の方に書いてありますけれども、ちょっと時期がずれるという話でありますましたが、住民訴訟の件数、平成十四年九月一日から二十六年三月三十一日で、この資料では二千四百七十五件であります。しかし、住民監査請求は一万二千八百件からあつたということです。それですから、ほとんどがこうした住民監査請求を経て、仕組み上、住民訴訟が行われているわけであります。

そうしたことを考えると、先ほども質問の中でありますけれども、これは回答は要りませんけれども、いや、後でこれは修正案提出者に聞きますかね。議会が損害賠償請求権等の放棄を議決しました。公金に二億円の穴を開けた人が何の責任もとつてない、こんなことが許されるんでしょう。こうしたことが実は実態に行われている。

これは、何といつてもやはり、首長も長くなると、議会の皆さんのが与党化現象というのが起きちゃって、議会のチェック機能も働かなくなる、それから職員もそんたくがはびこって、首長によつてはまさに裸の王様となってしまう、これがどうか。こうしたことが実は実態に行われている。

そこで、先ほど井坂委員から聞いても意味はないと思います。やはり、一旦監査委員が否決したものをみづけておりますが、これは全く意味はないと思いません。やはり、一旦監査委員が否決したものを見直すかね。議会が損害賠償請求権等の放棄を議決しました。公金に二億円の穴を開けた人が何の責任もとつてない、こんなことが許されるんでしょう。こうしたことが実は実態に行われている。

これは、何といつてもやはり、首長も長くなると、議会の皆さんのが与党化現象というものが起きちゃって、議会のチェック機能も働かなくなる、それから職員もそんたくがはびこって、首長によつてはまさに裸の王様となってしまう、これがどうか。こうしたことが実は実態に行われている。

○竹内委員長 福田委員、修正案の提出者の要求がなかつた、このようになつておりますが、言われていたから。わかりました。ほかから参入してきたので、済みません、わかりませんでした。

○高市国務大臣 御党の修正案を拝見しまして、放棄の前提となる財務会計行為が違法かどうかということは住民訴訟になつたら、裁判中も判決後も、議会の請求権の放棄の議決を禁止すべきだ、こういうふうに私も思いますけれども、大臣、いかがですか。

そういうことで、一旦監査委員が否決しているものをもう一度聞いてといふのは、これは意味のない話だと思います。

それで、質問の三番目にありますけれども、四の括弧三にありますけれども、説明責任の条文化についてであります。

今や、国も地方も情報公開と説明責任、これは当たり前の世の中になつてしまいまして。しかし、最近、国では何だか文書も隠したりして、説明責任を果たしていないことがいっぱいありますけれども。

ぜひ、そういう意味では、やはりしっかりと説明責任を果たす、そういう条文が今回の住民監査請求の中でしっかりと位置づけられなければ、先ほどの栃木県のエコシティ宇都宮の事件じゃありませんが、既に違法の補助金の返還をして県に二億円の損害を与えても、栃木県の知事は、一切県民に説明もしていない、それから謝罪もしていな、何ら責任もとつております。東京都の前舛添知事は、政治資金の私的流用でやめさせられました。公金に二億円の穴を開けた人が何の責任もとつてない、こんなことが許されるんでしょう。こうしたことが実は実態に行われている。

これは、何といつてもやはり、首長も長くなると、議会の皆さんのが与党化現象というものが起きちゃって、議会のチェック機能も働かなくなる、それから職員もそんたくがはびこって、首長によつてはまさに裸の王様となつてしまつ、これがどうか。こうしたことが実は実態に行われている。

そこで、先ほど井坂委員から聞いても意味はないと思います。やはり、一旦監査委員が否決したものをみづけておりますが、これは全く意味はないと思いません。やはり、一旦監査委員が否決したものを見直すかね。議会が損害賠償請求権等の放棄を議決しました。公金に二億円の穴を開けた人が何の責任もとつてない、こんなことが許されるんでしょう。こうしたことが実は実態に行われている。

○竹内委員長 福田委員、修正案提出者に聞きますかね。議会が損害賠償請求権等の放棄を議決しました。公金に二億円の穴を開けた人が何の責任もとつてない、こんなことが許されるんでしょう。こうしたことが実は実態に行われている。

これは、何といつてもやはり、首長も長くなると、議会の皆さんのが与党化現象というものが起きちゃって、議会のチェック機能も働かなくなる、それから職員もそんたくがはびこって、首長によつてはまさに裸の王様となつてしまつ、これがどうか。こうしたことが実は実態に行われている。

そこで、先ほど井坂委員から聞いても意味はないと思います。やはり、一旦監査委員が否決したものをみづけておりますが、これは全く意味はないと思いません。やはり、一旦監査委員が否決したものを見直すかね。議会が損害賠償請求権等の放棄を議決しました。公金に二億円の穴を開けた人が何の責任もとつてない、こんなことが許されるんでしょう。こうしたことが実は実態に行われている。

○梅村委員 地方独立行政法人改正法案について伺います。

一昨日、板橋区役所の委員会視察、また昨日の参考人質疑、大変重要なとおもいます。関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、こうした中で出了説明や意見などを踏まえて質問をいたしたいと思います。

まず、板橋区役所の視察や昨日の太田真庭市長などの意見を伺い、新たに加わったマイナンバーを始め地方公共団体の仕事量が非常にふえている一方で、この間の定員削減などがある。このもとで、各地方公共団体がいかに住民サービスを維持向上していくのか、大変な御苦労を抱えながら、懸命に各地で業務に当たつておられるごとを強く

有無をめぐつて放棄の妥当性が争われる、这样一个が想定されるように思ひます。

今回、参酌基準、また責任の下限額、政令で定めさせていただくことになりますけれども、これも、最低額などにつきましては、住民訴訟制度の見直しの具体的な方向性について議論した有識者懇談会でもさまざま御意見もございました。むしろ参酌基準の二分の一などとするべきだといった御意見もあつたんですけれども、具体的に、国会での御審議の内容、それからまた再度有識者の御意見も踏まえて、会社法も日安にしながら、しっかりと政令で定めていかせていただきたいと思つております。

○福田(昭)委員 私も軽過失の場合にはやむを得ないかなと思っておりますが、先ほど井坂委員からも指摘があつたように、やはり、全て請求権を放棄させる議決ができるというのは、これは甚だ問題だと思ひます。

○福田(昭)委員 私も軽過失の場合にはやむを得ないかなと思っておりますが、先ほど井坂委員からも指摘があつたように、やはり、全て請求権を放棄させる議決ができるというのを指摘して、私はそんなにつながらないといふことを指摘して、私の質問を終わりります。

○竹内委員長 次に、梅村さんご君。

○梅村委員 地方独立行政法人改正法案について伺います。

参考人質疑、大変重要なとおもいます。関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、こうした中で出了説明や意見などを踏まえて質問をいたしたいと思います。

まず、板橋区役所の視察や昨日の太田真庭市長

ら、一般的の独立行政法人ですと中期目標の設定でございますとか、今回の窓口合法でございますと年度目標の設定ということになりますが、こういふ目標につきましても、これは設立団体の方から指示して設けるということになつておりますので、そういう意味で、設立団体の関与が強いものがあるということでございます。

○梅村委員 つまり、今の御答弁をずっと聞いておりますと、地方独立行政法人は、自治体が設置をし、理事長は長が任命をする、業務方法書も目標も自治体の長が指示をする、設立資金も運営のためのお金、交付金も自治体が出す。そして、窓口業務の場合は、収入といつてもほとんど手数料なので、必要経費からすれば非常にわずかな収入しかない、ほとんど自治体の丸抱えであるわけだと思います。しかも、住民訴訟がもし起これば、独立行政法人の理事長ではなく、自治体の長に責任があり、自治体の長が訴訟相手になるというこだと想います。

こういう一連を考えると、どうしてわざわざ地方独立行政法人をつくりて自治体の窓口業務を移管するのか。よっぽど直接やった方がすつきりするのではないかというふうに思うわけですね。それでもあって地方独立行政法人で丸ごとやるメリットというのは端的に言つてどこにあるのか、お答えいただきたいと思います。

○安田政府参考人 お答えいたします。
地方独立行政法人に行わせるメリットは何かとお尋ねでございます。
地方独立行政法人は、行政から独立いたしました。た自主的、自律的な業務執行が可能でございます。例えは、夜間、休日の窓口対応でござりますとか、繁忙期に応じた人員配置などが期待できるというふうに考えております。

具体的には、職員の勤務条件や給与などにつきましても、地方公共団体の職員よりも柔軟に設定ができます。例えば、夜間、休日の窓口対応でござりますとか、繁忙期に応じた人員配置などが期待できるというふうに考えております。

また、継続して窓口業務を担うことによりまし

て、窓口業務に係るノウハウの蓄積でございますとか専門性の確保が國られるといったこともメリットだというふうに考えているところでございます。

○梅村委員 専門性が図られるかどうかというのは確証がないというふうに思います。しかも、今、柔軟な働き方が可能になるというふうに御答弁がありましたけれども、これは大変聞こえはいいですけれども、やはり人件費の抑制のためということが非常に一つの大きな目的にあるんじゃないかというふうに思います。

先日視察した板橋区役所、ここで説明を受けました。窓口業務の民間委託によって、窓口には、自治体の正規職員が八十人に対し、委託職員が七十人から八十人、委託費用が二億九千三百万円というふうに聞きました。正規職員の標準的な給与が年六百八十万円というふうな説明があります。そうすると四十三人しか雇えないんだけれども、民間委託をすれば七十人から八十人を雇えるという説明がありました。

確かに、業務運営からすれば、これは効率化ということが言えるかもしませんが、単純にしてしまうと、一人当たり年三百七十万円の収入になつていい、人件費になつていく。さらに、実際には企業が経費や利益を差し引けば、ここに働く人たちというのは三百五万円や二百五万円台で働いているといふことになつていくわけですね。

まさにこうしたやり方が、この間、官製ワーキングプアとかワーキングプアをつくり出して、今働き方改革が大問題になつていてるんじゃないでしょうか。二十代、三十代の方々が結婚もできない、子供も産めない、生活できない、こういうような流れをやはりもうつくってはならないというふうに思うわけですね。幾ら効率化であつても、こういうふうな、働き方をさらに悪化させていく

○安田政府参考人 お答えいたします。

地方独立行政法人の職員の勤務条件につきましては、民間企業従事者と同様に、労使交渉による設定ということが原則になつてまいりますので、

は、全く民間と同じで偽装請負が適用されるといふのは、私はさらに複雑にするものじゃないかとういうふうに思つんですね。

板橋、見せていただきましたが、民間の委託で交渉の結果ということでございますので、一概に、どういうことになるのかというのは申し上げることはできないということでございます。

○梅村委員 一概に言えないと申しますが、板橋の例を今御紹介いたしました。これは委員派遣で行つてきた事例であります。しかも、自治体財政が大変だから効率化のために切り出すと言つてはいけません。そこでそれは指示したことになるので附箋もつけてそれでそれは指示したことになるので附箋もつけてはいけない、だからなるべく職場ではしゃべつてはいけない、しゃべれない、こういうような職場の実態があるわけで、やはり異様だといふに思ふんですよね。さらに複雑化するものだというふうに思います。

それでは、経験のないアルバイトやパートの職員にも公的権力の業務はさせるんですか、独立行政法人の職員になつた場合に。

○安田政府参考人 お答えいたします。
地方独立行政法人が窓口業務を行う場合でありましても、市町村の職員から地方独立行政法人の職員についても、偽装請負が地方独立行政法人の職員については適用されるのかどうかといふことについて、確認させていただきたいと思ひます。

また、一般独立行政法人でございますと、地方公務員法の適用はございませんので、さまざまに雇用形態で雇用をするということが可能でございます。こうした方々が、地方独立行政法人の職員として、この法律に基づいて業務を行うということは可能でございます。

○梅村委員 いや、それだけじゃなくて、今までいらっしゃつた窓口業務の職員さんではなくて、新たに雇つた場合もあるわけですね、多分、地方独立行政法人の職員さん。そういう方々にも公的権力の行使の作業をやらせるんですか。何か歯止めはかけるんですか。

○安田政府参考人 お答えいたします。
御指摘のございました新規に雇用した方々につきましても、一連の業務、行つことは可能でござ

にしながら、一人一人働いている職員について

は、全く民間と同じで偽装請負が適用されるといふのは、私はさらに複雑にするものじゃないかとういうふうに思つんですね。

います。公権力の行使に観念上当たるものも含めています。これを実施することは可能でございます。

ただ、あくまで今回の窓口独立行政法人に行つていただく公権力の行使というのは、定型的なものとのことで、絞りをかけて行つていただくということを予定しているものでございます。

○梅村委員 それは前回の質疑でもさせていただきましてけれども、公権力の行使が非常に小さいものと言ひながら、まだそれが何なのかと云うのはこれから省令で決めていくと。いわゆる戸籍上も法務省とやりとりしていくことと、定かではないわけですね。大変危険で、不明瞭なまさらには複雑化していくやり方というのは、私はやめるべきだというふうに思います。

直接窓口で一本化をしていくことが一番すつきりしていて、憲法に基づく窓口業務をできるということ、さらに、もし財源がないというならば、国の無駄遣いだと税金の応能負担の取り方を正してしっかりと財源確保し、その分を地方に回して、地方の自治体が直接、安心して住民サービスを行えるような、そういう施策で打開すべきことを求めまして、質問を終わりたいと思います。

〔委員長退席、左藤委員長代理着席〕

○田村(貴)委員 日本共産党的田村貴昭君。

○左藤委員長代理 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 地方自治法改正案のうち、きょうは、監査について質問をします。

改正案の百九十八条、五項は、総務大臣は、普通地方公共団体に対し、監査基準の策定または変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとすることとあります。

総務大臣が示す監査基準の策定または変更といふのは、自治体の監査基準の変更を強いるものなんでしょうか。従来の監査基準はどうなるんでしょうか。お答えください。

○安田政府参考人 お答えいたします。

総務大臣が示す指針あるいは助言には、法的拘

束力はないものでございます。

既に自主的に監査基準を定めている地方公共団体におましても、この指針や助言、それから他の地方公共団体の取り組みなどを踏まえつつ、改めて監査基準のあり方について議論をしていただきたくというふうに考えていても、その結果、既存の監査基準を維持することも差し支えないものでございます。

○田村(貴)委員 総務省の調査、二〇一五年四月一日現在によりますと、都道府県の九七・九%で監査基準が策定されています。指定都市では八〇%、その他の市では五六・二%、町村においては四六・五%。監査基準がない団体においても、都市監査基準準則等の参考基準があります。つまり、基準がないわけではないわけであります。

地方公共団体は、基準を持って監査に当たつてまいりました。そのあり方が間違っただだというのでしょうか、不十分だったということなんでしょうか。お答えください。

○安田政府参考人 お答えいたします。

御指摘ございましたように、これまで、個々の地方公共団体の任意の取り組みとして、監査に関する具体的な基準を定めている例が見られるということは承知しております。

この中でも、挙がっております都市監査基準といったようなものの、これは、全国都市監査委員会に加盟する約八百の都市に共通の規範性を持つた基準を設けようとするものでございます。内容といいたしましても、内部統制との連携を盛り込むなど、先進的な取り組みだ、このように考えていいところでございます。

今回の法改正でございますが、全体として監査の質の向上を目指すという考え方でございます。

このため、指針を総務大臣が策定して、助言をしていくことを考へておるわけでございます。

けれども、この指針の策定に当たりましては、こ

うしたことから、監査実務者の参加を求めるままで、この都市監査基準を初めといたしまして、こ

れまでの先進的な取り組みを反映させるとともに

、監査の専門家などからも意見を聞くということを想定しております。こういう場を通じまして、質の向上に資するものをつくっていきます。

○田村(貴)委員 自治体にはどういったことを求めるべきだというふうに考へておられるものではございません。監査基準の策定それから変更についての指針については、どういう内容を検討されておりますか。

○安田政府参考人 お答えいたします。

総務大臣が定める指針の内容でございますけれども、これは、各地方公共団体が監査基準を策定する際に参考となります。監査を行うに当たつての必要な基本原則といつたようなものを定めることが想定しております。

例えば、監査の目的ですとか監査委員の役割、責任、監査の実施に当たつてどういう点を重視すべきか、監査結果の報告に当たつてどういう点を記述すべきかといったような内容でございます。

○田村(貴)委員 高市総務大臣伺います。

この条項なんですかとも、行うことができるではなくて、行うこととすること、いわゆる義務づけ規定になつております。

○田村(貴)委員 国の地方自治体への関与を強めることになりますが、監査結果の報告に当たつてどういう点を記述すべきかといったような内容でございます。

○田村(貴)委員 お答えください。

この条項なんですかとも、行うこととするこ

とに、監査結果の報告に当たつてどういう点を記述すべきかといったような内容でございます。

この中でも、挙がっております都市監査基準

といったようなものは、各大臣が任意で行うこと

ができることとされておりますが、今回の改正案では、監査の質を高めること、住民の監査に対する信頼向上を図るために、総務大臣の責務として、監査に関する考え方を指針として示し、これに関連

むしろ大臣に対して責務を課したものであり、

大臣による関与が強まるというものではなく、また、地域の自主性、自立性を損なうものとは考えおりません。

○田村(貴)委員 大臣、確認ですけれども、そうしたら、地方が統一監査基準をつくつていいんでしょうか。

○安田政府参考人 地制調の答申では、統一的な監査基準は、地方分権の観点から、国が決めるのではなく、地方公

共団体が共同して定めることが適当であるというふうにしたわけなんですね。地方が合い議して統一監査基準をつくつたら、これはいけないわけなんでしょう。

○安田政府参考人 三十一回地制調答申では、委員御指摘ございましたように、統一的な監査基準を地方が共同してつくるという考え方方が示されていました。

ただ、この考え方につきましては、私ども、これを法典化するに当たりまして、都道府県の監査委員の協議会、都市の監査委員協議会、町村の監査委員協議会等と議論させていただきましたけれども、特に、地方で共同して法人をつくつて、その法人が統一監査基準をつくるということをイメージしていたのでございますけれども、その必要は必ずしもないのではないかという御指摘がございまして、今のような形になつたということをございます。

もちろん、今回の枠組みの中でも、各都市なりが共同してベースのようなものをつくることと、いうことであれば、それは差し支えないもの

といふふうに考へておる次第でございます。

○田村(貴)委員 ベースのようなものをつけなければそれはいいということですね。確認しました。

日本弁護士連合会の意見書が出されていますけれども、地方公共団体の自主性及び自立性を損ない、地方分権の流れに逆行するものであるとともに、監査執行上の裁量を損ない地方の実情を反映しない画一的な監査を強いるおそれがあり、この

条項は削除すべきであると。これは重要な指摘で

あるというふうに思います。

続いて、議会選出の監査委員について質問します。

委員を選任しないことができるものとすることがあります。義務づけを緩和する目的は何でしょうか。

○安田政府参考人 お答えいたします。

議選監査委員でござりますけれども、監査委員としての地位をあわせ持つ者でございます。現行制度では、全ての地方公共団体において議選監査委員を選任するということが必要とされているものでございます。

監査委員と議会は、地方公共団体の執行機関をチェックする役割は共通するものではございますけれども、監査委員は、財務管理とか経営管理などの専門的な見地から、長の執行した事業などについて事後的にチェックする機能が求められる一方で、議会は、地方公共団体の行政全般にわたって幅広い見地から執行機関をチェックする機能、これが求められるわけでございます。

こうしたこと踏まえて、監査委員と議会のチエック機能における役割分担の純化も地方公共団体のガバナンスのあり方としてあり得るため、改正法案において、地方公共団体の判断によりまして議選監査委員を選任しないことも選択肢として認めたことにしたわけでございます。

あくまで、これは選択肢として認めるということとでございまして、従来どおり議選監査委員を置いておいても、それはもちろん差し支えないわけでございます。

〔左藤委員長代理退席、委員長着席〕

○田村（貴）委員 例えば、一人監査の自治体があります。そして議選監査委員がなくなるとします。そうしたら、もう一人の監査委員はいわゆる議見委員ですよね。往々にして、自治体のOB職員の方、OBの方が就任されることが多いと思うんですねけれども、そうすれば、もといた自治体ですから業務に精通している。つまり、監査の中立

性が低減する、OBの権限が高まつていくのではなかなかいい活動だなというふうに思います。

監査委員は独任制の機関として役割が与えられます。個々の監査委員が単独で職務権限を行使することができます。

○安田政府参考人 お答えいたします。

議選監査委員を置かないこととした場合に、その後任には識見を有する者が任命されまして、その専門的な立場で、当該自治体とのしがらみなく監査を行うことができるることになるものでございます。

また、自治体OB選出監査委員が置かれている場合であっても、監査の専門性や独立性の確保に影響が出ない人材を選出することは十分可能であるというふうに考えております。

○田村（貴）委員 この総務委員会の審議の中で

も、議選監査委員は名譽職ではないか、必要あるのかという議論もあつたんすけれども、私は、

ちょっと一例を出したいと思います。大臣も政務官もぜひ聞いていただきたいと思います。

私の知り合いの地方議員が、今、監査委員を務めています。お話を伺いしますと、なかなか

いい活動をされているなと思ったんです。

自分は議会から選出された監査委員だから、そ

の監査で知り得たこと、そして、その結果につい

てはやはり議会に還元しようという活動をされて

います。監査結果について公表します。同時に、議長や副議長のところにも報告に行かれる。そし

て、全員協議会があつたときには、議選監査委員として、一緒に監査のメンバーとして監査した結

果をその協議会に報告するといったことをされて

いるというんです。そうしたら、議員が定例会等

議会の中でその監査のことについてまたそ

れを議論する、そして政策立案につながっていく

というお話を聞きました。

これはなかなかいい活動だなというふうに思いますが、受けてるのはいかがですか。

町内会の監査業務をされたというんです。その結果を校区の代表者に集まつてもらつて報告した

ら、ああ、会計管理システムというのはこういうふうにするのかといったことで、勉強になつた、そういう、好評であったということも私は伺いました。

この議員さんは、名譽職だなんて思ったことはただの一回もないということで、監査に邁進され

ているということあります。

議選監査委員もしっかりと役割を果たして頑張っておられます。議選監査委員がこれまで果たしてきた役割や業績を否定したり過小評価してはいけないというふうに考えるものであります。

お尋ねしますけれども、議選監査委員を置かな

いことができるとする規定を、置かないようにし

ようというような風評が広がってはいけないと思

いますけれども、大臣、政務官、どちらがお答えになりますか。

○奥野（總）委員 御指摘のとおり、地方自治法九十六条第一項第十号におきましては、普通地方公

共団体が権利を放棄する場合には、原則として議

会の議決が必要となるという手続的規定、手続的根拠を定めた規定というものが置かれています。

一方、修正案については、住民訴訟の対象とな

る職員等に対する損害賠償請求等の放棄を実体的

側面から制限するものであります。住民訴訟の

対象となる職員等に対する損害賠償請求等につ

いて、御指摘のようにやむを得ない事情によるものと認められる場合等以外は、議会の議決によつても放棄することはできないと定めているものであります。

ですから、地方自治法の規定は手続規定、我々

の規定は実体的側面から定めた規定であります

て、修正案の方は、議会の権限を過度に損ねること

がないよう、原則は放棄できないとしつつ

の規定期定は実体的側面から定めた規定であります。

議会のチエック機能における役割分担の純化を地方

公共団体の判断で可能とするため、条例で定める

ことにより、議選監査委員を選任しないことを可能とすることにしております。

こうした中で、今回の法案では、監査委員と議

会のチエック機能における役割分担の純化を地方

公共団体の判断で可能とするため、条例で定める

ことにより、議選監査委員を選任しないことを可能とすることにしております。

各自治体におかれでは、監査委員の役割等につ

いて地方公共団体内でよく御議論をいただき、こ

うした条例を置くことが適當かどうか御検討いた

だきたいと考えております。

以上です。

○田村（貴）委員 それでは、民進党提出の修正案についてお伺いをしたいと思います。ちょっと順番を変えますけれども。

修正案は、議会議決による長などの損害賠償請求権の放棄をやむを得ない場合を除き禁止するものとしています。一方で、地方自治法第九十六条のとおり、これが損害賠償請求権等の議会議決によっておりまして、他の合議制の行政機関と異なりまして、個々の監査委員が単独で職務権限を行使する

ことがあります。そこで、個々の監査委員が単独で職務権限を行使することができるものでございます。

○田村（貴）委員 よくわかりました。

やむを得ない事情によるものであると認められ

る場合の、そのやむを得ない事情というのは、具

体的にはどのようなことを想定されておられるん

省からしてデメリットに関してはそれぞれ個別には言いたいとは思うんですけども、あるにはあると思うんですけれども、やはりメリットの方が大きいように今の御答弁では感じられました。

それでは、今回の法改正によって地方独立行政法人におけるガバナンスが強化されていくと思うんですけども、公立大学のガバナンスの改革についての見解も加えてお願ひいたします。

○義本政府参考人 お答え申し上げます。

大学が人材育成、イノベーションの拠点といったしまして教育研究機能を最大限に發揮していくためには、学長のリーダーシップのもとに戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することがますます重要になつているところについては論をまたないところでございます。

今回の地方独立行政法人法の改正におきましては、国立大学法人法の規定を踏まえつつ、PDC Aサイクルが機能する形での目標、評価の仕組みを構築していくとか、監事、会計監査人の権限の強化、あるいは内部統制体制の整備を図るなど、公立大学法人における適正な業務運営を図るために制度改正をあわせて行うこととしているところでございます。

今般の法改正によるガバナンスの強化を通じまして、公立大学における適正な大学運営の体制の構築を促し、教育研究の一層の充実が図られるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○伊東(信)委員 少子化を受けましても、こういった公立大学の業務のスリム化というのは非常に大事なものだと思います。

ただ、合併するに当たり、関係者の中ではやはり賛成される方ばかりではないというのが事実なので、今御答弁の中でPDC Aサイクルのことをおつしやつていただきましたので、しっかりとチエック機能を果たして、そこからの最終的なアクションがやはり大事だと思います。今回我が母校も関係していますので、よろしくお願ひいたし

ただきたいとと思うんですけども、この改正によつて市町村の窓口関連業務を地方独立行政法人が行うことができるようになります。

今まで、同じ部署の正規の公務員と、時給計算で給料が支払われる臨時職員が混在しておりました。同一労働同一賃金という趣旨とは矛盾する、同一労働にもかかわらず給与に格差があるという

ことで、職員の士気が上がらない、能力も磨かれないという懸念を現場の職員の方から耳にしておりました。それでは、先ほどちょっと先輩だと御紹介しました総務大臣から、今回の法改正の趣旨と、窓口業務などにおいて地方独立行政法人を活用する意義、効果についての御見解をお伺いしたいと思ひます。

○高市国務大臣 第三十一回地方制度調査会において、市町村の窓口関連業務に関して、地方独立行政法人の活用を制度上可能とするということが答申されました。

これを受けまして、今回、地方独立行政法人の業務に申請等関係事務の処理を追加し、また、それだけじゃなくて、市町村は、連携中枢都市圏の中心都市などが設立した地方独立行政法人と直接規約を締結して、窓口関連業務を行わせることを可能とするという措置を講じます。

また、地方独立行政法人の業務方法書に内部統制体制の整備に関する事項の記載を義務づけるといった措置も講じます。

地方独立行政法人というのは、行政から独立して、たまたま、人事異動というものが必ずしもない定期的な異動ではないということによりまして、窓

口事務でノウハウを蓄積するという効果も期待できると思っております。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。

公立大学の病院に勤めていて、特に休日とか夜間の対応に関して今大臣がおっしゃられたメリットというのは非常によく感じております。私自身、医療法人の理事長になって、自分自身が経営するに当たって、夜間、休日の対応というは本当に、非常に職員の問題がありますので、大きな

課題だと思います。その中で柔軟な対応ができるというのは非常にメリットだと感じております。

では、デメリットは何かということをちょっと考えると、非常に当たり、外部資源の活用ということを耳にしたところで、一つ想定される話なんですが、でも、住民の皆さんのお貴重な情報、住民基本台帳のようなデータのセキュリティーというのは丈夫かということを危惧する声も聞こえております。

ただ、身近な例を挙げますと、我々が事務所を置いています議員会館の警備、セキュリティーは、二〇一〇年に現在の議員会館が竣工した際に、これは民間なんですかとも、民間委託されただけじゃなくて、市町村は、連携中枢都市圏の夫かということを危惧する声も聞こえております。

ただ、身近な例を挙げますと、我々が事務所を置いています議員会館の警備、セキュリティーは、二〇一〇年に現在の議員会館が竣工した際に、これは民間なんですかとも、民間委託されただけじゃなくて、市町村は、連携中枢都市圏の夫かということを危惧する声も聞こえております。

ただ、身近な例を挙げますと、我々が事務所を置いています議員会館の警備、セキュリティーは、二〇一〇年に現在の議員会館が竣工した際に、これは民間なんですかとも、民間委託されただけじゃなくて、市町村は、連携中枢都市圏の夫かということを危惧する声も聞こえております。

ただ、身近な例を挙げますと、我々が事務所を置いています議員会館の警備、セキュリティーは、二〇一〇年に現在の議員会館が竣工した際に、これは民間なんですかとも、民間委託されただけじゃなくて、市町村は、連携中枢都市圏の夫かということを危惧する声も聞こえております。

ただ、身近な例を挙げますと、我々が事務所を置いています議員会館の警備、セキュリティーは、二〇一〇年に現在の議員会館が竣工した際に、これは民間なんですかとも、民間委託されただけじゃなくて、市町村は、連携中枢都市圏の夫かということを危惧する声も聞こえております。

ただ、身近な例を挙げますと、我々が事務所を置いています議員会館の警備、セキュリティーは、二〇一〇年に現在の議員会館が竣工した際に、これは民間なんですかとも、民間委託されただけじゃなくて、市町村は、連携中枢都市圏の夫かということを危惧する声も聞こえております。

ただ、身近な例を挙げますと、我々が事務所を置いています議員会館の警備、セキュリティーは、二〇一〇年に現在の議員会館が竣工した際に、これは民間なんですかとも、民間委託されただけじゃなくて、市町村は、連携中枢都市圏の夫かということを危惧する声も聞こえております。

もう全官公序宛てに通達をされているのか。万が一被害に遭つた際に、現行システムが自動で隔離されたオフラインバックアップをとれるようになつてているのか。隔離バックアップがない場合、システムの改修を進めているのか。それでも被害があつた場合、ランサム、つまり身の代金支払いに関するガイドラインがあるのか。ある場合は、世界じゅうで発生しているとの報道がありましたが。

○時澤政府参考人 お答えいたします。
済みません、私も、地方公共団体の今回のランサムウエアということで担当しておりますので、その観点からでございますけれども、先週末に、ウインドウズの脆弱性をつきまして、ランサムウエアによるサイバー攻撃による被害が世界じゅうで発生しているとの報道がありました。

私は、地方公共団体の情報セキュリティーを所管しておりますので、日曜日でございますが、五月十四日に、地方公共団体の情報セキュリティー担当課、そして登録のありました担当者個人宛てにも、ウインドウズなどの以前のOSを利用している場合に、速やかにセキュリティー更新プログラムを適用すること、感染の被害がないか確認を行うこと、そして、内閣サイバーセキュリティセンターからも注意喚起がなされるという旨の通知をいたしたところでございますが、週が明けまして業務が開始されました十五日月曜日に、二つの市で被害報告がなされております。

その感染でございますが、OS等の更新プログラムを適用するサーバー等のあるネットワークから隔離、要するに、ネットワークにつながつていない外部の持ち出し用端末、あるいはスタンダードローン、独自でつながつてあるという端末において発生をしたという状況でございましたので、私も、昨日でございますが、こうした環境にあります情報端末、あるいは情報担当部門が管理運用していること、さらに、対策を講じた後には、各団体

のセキュリティーポリシーを厳格に適用する」と、こういつたことの対応を求めたところでござ

○伊東信委員 ありがとうございます。
テクニカルな質問で申しわけないと思つてはおりますが、かつ、地方自治団体に關しての管轄であることも存じ上げての質問だつたんですね。今の御答弁、つまり、ランサムウエア及び新たなウイルスに関するも、そこから、中での業務をしている端末への隔離はきちんとされていて、二事例に関しても、そういつた意味では大丈夫であつただということを受けとめました。
このことをしっかりと国民の皆さんにも、市民の皆さんにも発信していただきたい。どうしてもメディアの報道では不安をあおるような報道になつっていましたので、あえて質問させていただきました。
本当に、福島の原発の事故の事例からも言えるように、絶対安全などは言えないということがあるんですね。万が一のことを想定して対策を検討する、危機管理意識というのは大事だと思っております。
トラブルが発生したときに責任のなすりつけ合いにならないように、日ごろから職員の皆さんに周知徹底、教育というのはもちろんですけれども、高度な専門知識を持つ人材を確保するという意味では、なかなか容易ではないんですけれども、国においてとか大都市においてはいいんですけれども、規模の小さな市町村においては、財政事情から、こういった対応できる専門家を置くとかと思うんですけれども、御見解の方はいかがでしょうか。
専門知識、今回でいえば先ほど質問したサイバーセキュリティー対策の専門知識を持つ人材の外部資源活用を総務省が積極的に推し進めるべきかと思うんですけれども、御見解の方はいかがでしょうか。

○時澤政府参考人 お答えをいたします。

地方公共団体におきましても、さまざまの市、小規模町村を初め、政令指定都市初め、いろいろなところがございます。私ども、地方公共団体の

時間なので終わりますけれども、今の御答弁、システムに関する御答弁だったと思いますけれども、加えて人材の方も考慮いただければと思いつきます。

そういういたしますと、国の独立行政法人の職員の給与、私の持っている資料では、二〇一四年度の比較ですが、国の独法の事務、技術職員の給与というのとは対國家公務員指数ほぼ同じ水準であります。研究職員や医師、看護師、まあ医師については少し違いますけれども、それを除けば国家公務員の賃金水準とほぼ同じというような資料がございます。

これは、一般の地方独法の職員の給与、国の独法に並びで今回法改正をしたということでありま

まず最初に、窓口業務の委託が想定をされる地方独立行政法人法の職員の給与についてお聞きをしたいと思います。

改正をされております。改正前といいますか、現行の方を見ますと、職員の給与並びに退職金の水準につきましては、当該改定額を考慮して、上乗の一。

○安田政府参考人 お答えいたします。
たゞこへまお答へ申し上げましたようこ、五十七
か 準にしては、当該法人の実績を考慮し、社会一
般の情勢に適合したものでなければならぬとい
うふうなことのみが書かれておりますけれども、

改正案では、同一または類似の国、自治体の職員と民間企業の従事者の給与水準、加えて、当該法条三項で、一般地方独立行政法人の職員の給与の考慮事項というものが定められております。この中

人の業務の実績と職員の特性、雇用形態その他の事情を考慮して決めることとなつております。

では、同一または類似の職種の国及び地方公共団体の職員の給与というものが考慮事項の一つとい

これは別に、今回の外部委託のための、そこだけに当てはまるものではなくて、全ての地方の抜けに当てはまるところです。ただ、これ以外の考慮事項について記述されてうことにされているところです。

法に係る改正ということになるわけでありまして、なぜこうした改正を行う必要があるのか、お

聞きをいたします
○安田政府参考人 お答えいたします。

○吉川(元)委員 まさに国の独法も労基法の世界でありますから、労使交渉の中で、労使対等の関

ざまな改正があつたわけでござりますけれども、給与につきましても、こういう点を考慮しながら、係の中で進められているということであります

説明責任を果たしていくべきようにという趣旨で、国の独立行政法人通則法が改正されたと聞いてお

りまして、その規定を「地方独立行政法人法」においても同様の規定を設けるということにしたものでござります。

○吉川(元委員) 国の独法の通則法に合わせて改正をされたというお話をあります。

第一類第二號 総務委員會議録第二十号 平成二十九年五月十八日

あるんでしょうか。

○安田政府参考人 お答えいたします。

御指摘ございましたように、雇用形態も考慮事項の一つとして追加されているわけでございます。これは国の独立行政法人通則法と並びの規定にしているということでございます。

雇用形態につきましては、一般地方独立行政法

人の職員の任用には地方公務員法が適用されず、

その雇用形態にはさまざまなものがあり得ることから、当該地方独立行政法人の雇用形態を考慮事項としているものでございます。

○吉川(元)委員 いつでしたか、前々回かな、五月初頭に地方公務員法の改正を行いまして、議論させていただきました。その際に、雇用形態の違いをもつて、それだけのゆえをもつて賃金や待遇に大きな格差が出るというのではなく、この規定に、そういう中で、今、国の方で働き方改革、同

一労働同一賃金の議論が行われております。

ところが、これは、通則法との並びだと、いうふうに言うと、そこもわかりませんけれども、一方で、非正規という言葉をなくすというふうな総理の強い意思のもとで働き方改革が行われているのに、新たにこの条文を変える際に雇用形態も考慮の対象になる。ということは、つまり、非正規の方は別段賃金が下がったとしても、この法律だとまさにそういうふうに読めてしまうわけです。

なぜこういう雇用形態、確かに通則法はそうなっているけれども、通則法の方を変えなければいけないであります。この「雇用形態」という言葉は除かれ、少なくともこの「雇用形態」という言葉は除くべきではなかつたんですか。

○安田政府参考人 お答えいたします。

国の独立法通則法の中での規定がどういう意味で入っているかということを確認させていただいだところでございますが、その説明によると、法人の職員の種類、法人の雇用の形態がさまざまある中で、社会一般の同様の雇用形態の者がどのような実態にあるかを考慮することを求めるものであつ

て、社会一般において雇用形態による差別的取り扱いが禁止されているとすれば、そのような事情も考慮して給与の基準を定めるべきことを意図するものだ、差別的取り扱いを助長するものではない、このように国の独立法通則法の考え方で述べられておりまして、私どもも同じ考え方でこの規定を入れさせていただいたということでございます。

○吉川(元)委員 社会一般でというふうに言われますけれども、まさに今なぜ働き方改革が議論されているかといふと、不合理な格差というのを現実に社会一般の中で存在をしているわけです。社会一般でというふうに言つてしまえば、それを総務省が認証してしまうことになるのではないか、私はその点を指摘させていただきたいというふうに思っています。

続けて、今回、公権力の行使あるいは偽装請負という課題が指摘してきた窓口業務の外部委託

が行われるということですけれども、結果的に、

住民の利便性を損なつて、サービスの質を落とす

てしまふのではないかという懸念があります。

また、今まさに「雇用形態」というのが条文に入つたことによって、そこで働く人たちの雇用あ

るいは労働条件、賃金等々の待遇、こうしたもの

がないがしろにされるのではないかという危惧もまさにそういうふうに読めてしまうわけです。

なぜこういう雇用形態、確かに通則法はそ

なつてゐるけれども、通則法の方を変えなければいけないであります。この「雇用形態」という言葉は除くべきではなかつたんですか。

○安田政府参考人 お答えいたしました。

今回の地方独立行政法人法の改正において、窓口業務を行う独立行政法人につきましては、今委員から御指摘ございましたように、さまざまな関与が定められているわけでございますけれども、

これらは関与につきましては、あくまで対独立行

政法人に対しても行うということです。それで、

対職員に直接行うということではないわけですが、

まして、そういうことによりまして、偽装請負と

いうことはならないというふうに考えていくと

ころでございます。

○吉川(元)委員 あと、先ほどから、これは大臣

も答弁されておりましたけれども、窓口業務のノ

ウハウの蓄積が独立行政法人の中でもされていく、それがよい点というようなことを言われておられました。

窓口業務のノウハウが独立法に蓄積をしていくと

いうことは、裏を返せば、自治体の方のノウハウが同時に失われていくことになります。な

ぜならそれは、これは先般の板橋での視察の際にも、ここの場合まだ公権力の行使の部分は残し

の改善措置命令などによって是正を図ることが可能だというふうに考えております。

○吉川(元)委員 今、関与が可能であると。先ほどから答弁を聞いておりますと、きめ細やかな関与といふようなお話をございました。

きめ細やかな関与によってサービスの質が担保されるんだ、あるいは待遇についても担保されるんだというお話をされけれども、非常にこれは表裏

一体といいますか、きめ細やかな関与をするといふことは偽装請負の疑惑も出てくる話であります。

普通、外部に委託する場合には、こういうことをしてください、こういう結果を出してください、あとは任せしますというのが外部委託ですけれども、きめ細やかに関与すればするほど、個別の業務について指示、指導をする形になつてしまふではないでしょうか。この点についていかがでしようか。

○安田政府参考人 お答えいたしました。

今回の地方独立行政法人法の改正において、窓口業務を行う独立行政法人につきましては、今委員から御指摘ございましたように、さまざまな関与が定められているわけでございますけれども、

これらは関与につきましては、あくまで対独立行

政法人に対しても行うということです。それで、

対職員に直接行うということではないわけですが、

まして、そういうことによりまして、偽装請負と

いうことはならないというふうに考えていくと

ころでございます。

○吉川(元)委員 あと、先ほどから、これは大臣

も答弁されておりましたけれども、窓口業務のノ

ウハウの蓄積が独立行政法人の中でもされていく、それがよい点というようなことを言われておられました。

窓口業務のノウハウが独立法に蓄積をしていくと

いうことは、裏を返せば、自治体の方のノウハウが同時に失われていくことになります。な

ぜならそれは、これは先般の板橋での視察の際にも、ここの場合まだ公権力の行使の部分は残し

て、入力等々だけは民間委託しているわけですがれども、そういう状態であつても、そして二〇一五年の四月にグランドオープン、そこから始めた

ということですからまだ二年ちょっとしかたっておりませんが、その時点で既に板橋区としては、本体のノウハウ、これをどう維持向上させていくのかが大きな課題だというふうに言われておられておられた。

板橋の場合には、判断基準書というものをつくりていて、それをしっかりと見ながら、自分たちのノウハウがさびつかないようにということだろうと思いますし、また、外に区民事務所みたいな

が、そこはまだ直営でやつてあるから、その経験も、その中で得られたノウハウというものが蓄積する、こういうことができるわけですねけれども、今回、公権力も含めて丸ごと全部外に出してしまつたら、自治体が持つべきノウハウというものは、たつた二年でこういう課題が出てきました。

板橋の場合には、判断基準書というものをつくりていて、それをしっかりと見ながら、自分たちのノウハウがさびつかないようにということだろうと思いますし、また、外に区民事務所みたいな

導、助言などの市町村の役割を適切に果たす過程を通じまして、こうしたノウハウを維持・涵養することになるものと考えております。この際には、御指摘ございましたような民間委託の事例におけるさまざまな取り組みが参考になるものと考えております。

また、窓口業務の中には、引き続き市町村において直接処理される事務がございます。これらを実施する過程におきましても、ノウハウの維持、涵養がなされるものと考えております。

○吉川(元)委員 板橋の場合は、まだ公権力の行使の部分は残っているんです。だから、そこで実際に、民間委託していますけれども、処理できないうといふ問題があれば、私も見ましたけれども、偽装請負の疑いを受けないように、職場の中では会話をせずに、ボックスのところに置いてそれを処理する。公権力の行使が残っているから、まだそうやつて関与ができるわけです。

今回は、公権力の行使も含めて全部出しちゃうわけです。しかも、そこに一緒に職員がいて同じ仕事を相談しながらやつたら偽装請負の問題が出てきますから、一切個別については関与しないとなつたら、ノウハウなんて失われるのは当然じゃなくて、どうやつて指導ができるというふうに言われるんでしようか。

それは全く机上の空論でしかないと私は思いましたし、定型的な業務だというふうに言われますけれども、平時で定型的な業務であればいいですが、平時じやない場合、例えば大きな災害が発生をした場合であるとか、恐らく、窓口業務、今後、定型的なものを次から次へと外に出していくようにしていくんだろうと思いますけれども、そうした場合に、非常時において自治体がそれに対応する力を大幅に失わせることに私はつながるのではないかというふうに思います。今回、ガバナンスの強化というものが言われて聞きをしたいというふうに思います。

おります。人口減少社会となぜガバナンスの強化がそのまま結びつくのか、ちょっと理解に苦しむところではあります。ただ、自治体のガバナンスの強化というのは私も必要だろうというふうに思っています。

今は、内部統制の方針の策定や監査制度の充実に向けて具体的な改正が行われようとしておりま

りますが、ガバナンスの強化で最も役割を期待され、また發揮をしなければならないのは、二元代表制のもとで、やはり地方議会だらう、またそれを担う地方議員ではないかというふうに考えます。

地制調の答申でも、議会、議員の役割の重要性が指摘されておりますが、ただ、今回、地方議会、地方議員のあり方で大きく見直す点というのは特に見当たりません。これはなかなか難しい問題ではあると思いますけれども、今後、地方議会や議員のあり方について、どういったことは検討していこう、あるいは検討すべき課題だ、何かお考えがあればお答えいただければというふうに思います。

○富権大臣政務官 お答えいたしました。

近年、地方議会制度については、地方分権改革の進展に対応して、住民の代表である議会の権限や自由度の拡大に資する制度改革が行われてきており、各議会の運営において、監視機能や自主性を發揮できる環境が整つてきているものと認識をしております。

しかしながら、地方議会については、なお議会に対する住民の関心が大きく低下しており、議員のなり手不足が深刻化していること、政策活動費の使途の問題などにより、議会及び議員に対する住民の信頼確保が大きな課題となっていることなどが第三十一次地方制度調査会答申において指摘されています。

○吉川(元)委員 これは以前この委員会でも指摘されており、総務省としてもこれらの点は重要な課題であると認識をしております。

された統一自治体選挙、道府県議会の全選挙区の三分の一が無投票で確定をしている。市議会選挙でも、無投票当選が、その前の二〇一一年に比べると倍以上にふえています。

要因は幾つかあるんだろうと思いますが、一つは、この間、議会制度改革というのが必要ですけれども、定数が大幅に地方議会は削減をされておりま

す。もう委員会が開けないというような地方議会も存在をして、全体会で全部やつてしまつます。

定数が削減され、また、道府県議会でいいますと、定数が一人区の選挙区が大量に生まれてきている。そうなると、なかなか新人の候補が立候補しにくくなっている環境があるのではないかといふうにも思いますし、県議あるいは政令市議は別にして、地方の市町村議会の議員報酬、これは大変低い状況であります。定職を持つているまさに働き盛りの人たちが議員になつてしまつた人より出したい人ということで、ぜひ出でれないかというふうに相談しても、いや、ちょっとこの報酬では生活ができないというような声も聞きます。

また、議員年金は廃止されておりますけれども、三十代、四十代の人で議員にならうとして、もう議員年金もない、年金も国民年金のみだ、こういう条件。非常に、地方議員にならうといふうに思つても、こうした条件が活発に議会活動していただくことが必要なんですが、これが物すごくなりにくくなっている。これはどこかで改善していくなければいけないと思いますけれども、最後に大臣のお考をお聞きいたします。

○高市国務大臣 やはり、団体意思というものを議会が多様な民意を集約しながら決定していくことがあります。住民の皆様の中から、多様多種な方々から議員が選出されて議会を構成するという

まず、柔軟な議会運営を可能とする方法として、通常会期制を創設するなどの取り組みをしてまいりましたけれども、またさらに、現在、議会への関心をできるだけ持つていただくように、女性模擬議会の開催ですとか、若い方々と議員をつなげる取り組みもしているところであります。

各地方議会で、住民の皆様のニーズに応えられるようお取り組みを進めていただくことが肝要だと思つております。

また、議員年金の問題につきましては、今、国会の方で、各党各会派でいろいろ御議論があるところだと承知をしております。

○吉川(元)委員 ちょっと時間オーバーしてしまいました。これで終わります。

○竹内委員長 これにて原案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

○竹内委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

○小川委員 民進党の小川淳也です。

私は、民進党・無所属クラブを代表して、地方自治法等の一部を改正する法律案につきまして、修正案に賛成、原案に反対の立場から討論を行います。

第三十一次地方制度調査会の答申では、住民訴訟制度等の見直しの方向性として、全体のガバナンスの見直しにより不適正な事務処理の抑止効果を高めるとともに、長や職員の損害賠償責任については、萎縮効果を低減させるため、軽過失の場合における損害賠償責任のあり方を見直す必要があります。

答申を受けて、本法案では、長や職員等の地方

放棄を禁止することが必要である、また、損害賠償請求権の放棄が客観的かつ合理的に行われるよう、放棄する場合に監査委員等の意見の聴取を行うことが必要であるとも指摘しています。

本法案では、この監査委員の意見聴取は盛り込まれましたが、訴訟係属中の損害賠償請求権の放棄禁止には触れられておらず、答申内容からは後退したものと言えます。住民訴訟の係争中に損害賠償請求権の放棄を認めることは、司法手続によつて違法な財務会計行為を是正することの意義を損なうもので、緊張感を持つた自治体運営を構築するため、何らかの措置が必要であると考へるところです。

修正案は、この点、損害賠償請求権放棄の原則禁止などの制限を行うことで、議会と長どがなれ合いで安易な請求権の放棄を行うことに歯どめをかけようとするもので、評価できます。今回の法改正で軽過失について請求権の一部免責を規定しつつ、同時に修正案の措置を講じることで、よりバランスのとれた自治体運営につながるのでないかと思います。この点から、修正案に賛成なお、修正案が否決された場合には、政府提出の改正案の各項目に一定の理解を示すところではないことはまことに遺憾であり、この点、今後に非常に大きな課題を残すものと考え、原案に反対することいたしまして、討論を終わりります。

(拍手) ○竹内委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 私は、日本共産党を代表して、政府提出の地方自治法等改正案に反対、民進党提出の修正案に賛成の立場で討論を行います。まず、政府提出の地方自治法等の改正案についてです。

反対理由の第一は、地方自治体の窓口業務を地方独立行政法人に切り出すことです。本法案は、戸籍業務の民間委託化を導入した足立区で、戸籍法違反や偽装請負の実態が明らかに

なり、委託した相当部分を直営に戻す事態となつた失敗から、地方独立行政法人に委託させるもので。

公権力の行使に係るかどうかではなく、定型的な業務であるか否かを基準として窓口業務を切り分け、総務省令で定型的業務であるとすれば、公権力の行使を含めた窓口業務を法人に担わせることになり、重大です。

窓口業務を地方自治体から切り離すならば、住民の基本的権利を守る自治体の役割と機能は大きく後退します。市町村による法人への関与規定を定めても、これらはトラブルや事故の事後的な対策です。また、自治体職員と法人職員が業務上で直接のやりとりを行えば偽装請負となるなど、違法行為の危険も高まります。さらに、市町村の窓口業務が法人に集約され、自治体の統廃合が加速される点も看過できません。

反対理由の第二は、住民監査請求権と住民訴訟提起権を抑制する仕組みを設けることです。

監査請求が提起された後、議会が監査委員の意見を聞けば、損害賠償請求権等を放棄する議決ができるようになります。条例で軽過失の一部免責をあらかじめ定めておくことができるようになります。

反対の第二の理由は、住民訴訟の損害賠償責任の見直しで、軽過失の場合の賠償責任額の限度を定めることを可能としましたが、違法な財務会計運をそぐものです。

反対理由の第三は、総務大臣が監査基準の策定、変更についての指針を定め、地方自治体に必要な助言をすることで、地方自治体に対する国との関与を強めようとしていることです。

以上、政府提出の地方自治法等改正案に反対します。

次に、民進党提出の修正案についてです。

本修正案は、損害賠償請求権等を議会の議決で放棄することについて、やむを得ない場合を除き禁じるものです。

住民訴訟が続き、長などの違法行為の真偽が争われているなかに、議会が損害賠償請求権等を放棄するためには法的な理由ではないかと懸念をします。また、自治体の行うサービスの低下にもつながりかねません。

以上が政府案に反対する主な理由ですが、人口減少社会、あるいは地域間格差が拡大する中で、住民訴訟が閑ざされる事態が問題となつていて

ます。

議会による権利放棄という地方自治の確保に留意しながら、住民訴訟を通じて長などの違法行為を究明するという住民訴訟制度を守ることが必要であり、修正案に賛成するものです。

以上で討論を終わります。(拍手)

○吉川(元)委員 社会民主党を代表し、地方自治法等の一部改正案並びに民進党提出の修正案に対し、反対の立場から討論します。

政府案に反対する第一の理由は、知事や首長が定める内部統制の方針が、財務に関する事務以外でも広い分野で策定することが可能となり、職員に過度な負担が生じる懸念が残るからです。

また、総務大臣が統一した監査基準の指針を示し、必要な助言を行うことについても、過度に国

の関与を強め、自治体の自主性を損ねかねないばかりか、地方が共同して策定することが適当とした調査会答申の内容とも食い違つています。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めました。

○竹内委員長 これより採決に入ります。

地方自治法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、奥野総一郎君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○竹内委員長 起立少数。よつて、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹内委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○竹内委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、葉梨康弘君外二名から、自由民主党・無所属の会・民進党・無所属クラブ及び公明党的三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。輿水恵一君。

○輿水委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

以上の自治体・公共サービスの役割について

は、地方議会制度のあり方、行政、民間、住民の間の関係のあり方などから、広く考察されるべきと考えます。

なお、民進党提出の修正案につきましては、その趣旨は十分理解できるものの、これをもつて今回の損害賠償制度の見直し全体を了了できなかったため、反対をいたします。

以上です。

○竹内委員長 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 社会民主党を代表し、地方自治

対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

一 指定都市以外の市町村の長にあっても、内一部統制に関する方針を策定し、当該方針に基づく体制の整備を促進するよう、当該市町村長に対する必要な助言及び情報提供を行うこと。

二 普通地方公共団体における監査委員等の専門性を確保し、監査の品質向上を図るため、監査を支援する組織・体制の在り方について引き続き検討を行うこと。

三 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任について、職務を行うにつき軽過失の場合において、その一部を免れさせる旨を条例で定めることができる措置を講ずることに鑑み、議会による損害賠償又は不当利得返還の請求権の放棄の在り方について、本法の施行状況も踏まえつつ、引き続き検討を行うこと。

四 普通地方公共団体の議会が果たすべき監視機能の向上及び議員活動の透明性確保の在り方について検討を行い、これを踏まえて各地方公共団体に対して必要な助言を行うよう努めること。

五 窓口関連業務には住民に関する各種行政の基礎となる事務が含まれていてことに鑑み、当該業務を担う申請等関係事務処理法人における業務の取扱いに当たつて、個人情報の保護が十分に図られるよう、各地方公共団体に対して適切な助言を行うこと。

六 地方独立行政法人の業務運営に関して、本法に則った適正な対応が確保されるよう注視し、国の独立行政法人改革の動向を踏まえつつ、必要に応じて適切な助言を行うこと。
以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)
○竹内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹内委員長 起立多数。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりまので、これを許します。高市総務大臣。

○高市国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○竹内委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○竹内委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十七分散会

平成二十九年六月九日印刷

平成二十九年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F